

# 令和4年度 高松市職員募集要項

## <経験者対象等（事務・土木・機械・電気）>

【受験申込期間：令和4年5月18日（水）～令和4年6月1日（水）】

**第1次試験は全国の指定会場で受験できます！**

### 1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職種	採用予定人員	受験資格等
事務 【職務経験者対象】	5人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和48年4月2日以後に生まれた人 2 令和5年3月31日までに、民間企業等における職務経験が <u>通算して</u> （注4）5年以上ある人
事務 【行政実務経験者対象】	5人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和48年4月2日以後に生まれた人 2 令和5年3月31日までに、行政機関における職務経験が <u>連続して</u> （注4）5年以上ある人
土木 【経験者対象】	1人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和48年4月2日以後に生まれた人 2 令和5年3月31日までに、民間企業又は公的機関等における土木工事の設計、施工管理、工事監理等に関する職務経験が <u>通算して</u> （注4）5年以上ある人
機械 【経験者対象】	1人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和48年4月2日以後に生まれた人 2 令和5年3月31日までに、民間企業又は公的機関等における機械設備の設計、施工管理等に関する職務経験が <u>通算して</u> （注4）5年以上ある人
電気 【経験者対象】	1人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和48年4月2日以後に生まれた人 2 令和5年3月31日までに、民間企業又は公的機関等における電気設備の設計、施工管理等に関する職務経験が <u>通算して</u> （注4）5年以上ある人
事務 【就職氷河期世代】	2人程度	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和47年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 ※注6参照

(注)

- 申込みができる職種は1つに限り、申込受付後の変更は認められません。
- 同時に募集している「令和4年度高松市職員募集要項<事務（大学）・技術職（大学・短大）・医療職・消防職>」との併願はできません。
- 短大・高校卒等及び障がい者を対象とした募集要項については、令和4年8月22日（月）に配布開始予定です。
- 職務経験が複数の場合は、職歴証明書等で確認できるものに限り、それらの期間を通算します（非常勤の職での勤務も含みます。）。ただし、週の正規勤務時間が30時間未満の勤務、同一企業等で6か月未満の勤務及び育児休業、退職、停職期間を除きます。なお、最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。職務経験期間が証明できない場合や職務経験年数が受験資格に満たない場合は試験に合格しても採用されません。
- 資格の取得が受験資格の要件となっている職種は、第2次試験に合格した際、資格の証明書類（受験資格等を確認できるもの）の提出が必要です。証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 「事務【就職氷河期世代】」については、申込み時点で、民間企業等において正規職員として勤務している人は申込みできません。
- 日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。最終合格決定後に、在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍

を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。

- 8 試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条の欠格条項）
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 受験申込み及び必要書類の提出の方法

受験申込みはインターネットより行ってください。

※申込みは1回に限ります。また、同時に募集している「事務（大学）・技術職（大学・短大）・医療職・消防職」との併願はできません。

※持参及び郵送での申込みは、受け付けません。

### 【申込み方法】

- (1) 高松市ホームページから受験申込みをしてください。  
「くらしの情報」→「市の取組み」→「職員採用」→「職員採用」→「高松市職員採用情報」→「募集要項」に掲載しているURLから申込みをすることができます。  
※高松市ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/index.html>
- (2) 受験申込み後に、メールにて「本登録完了通知」が届きます。
- (3) 受験申込みの受付後に、メールにて受験票発行完了の連絡をします（数日かかる場合があります。）ので、高松市職員採用システムのマイページから確認し、印刷してください。
- (4) 6月8日（水）までに、メールにて受験票発行完了の連絡がない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

※第一次試験の成績開示を希望する場合のみ、高松市ホームページの募集要項のページから「職員採用試験成績通知請求書」をダウンロードし、受験申込みの際、添付してください。

## 3 受験申込期間

令和4年5月18日（水）から令和4年6月1日（水）まで

※6月1日（水）の申込み完了分まで有効です。（「本登録完了通知」が届いた時点で申込み完了とします。）

## 4 採用試験の方法、日時及び場所

### ① 試験日時及び場所等

区分	試験日時	試験場所等
第1次試験	6月6日（月）～ 6月19日（日）	テストセンター方式で実施 ※詳細は後述のとおり
第2次試験	7月中旬に実施予定	高松市役所本庁舎又は高松市防災合同庁舎 （第1次試験の合格者に対して、別途通知します。）
第3次試験	実施日は第2次試験の合格者 に通知します。	高松市役所本庁舎又は高松市防災合同庁舎 （第2次試験の合格者に対して、別途通知します。）

### 《第1次試験の合格発表 6月30日頃》

高松市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にメールにて通知をしますので、高松市職員採用システムのマイページから確認してください。

### ② 試験の方法及び内容

区分	試験の内容
第1次試験	文章読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語等の基礎能力検査（テストセンター方式の試験） ※法律や経済等の専門試験はありません。 実施時間：1時間
第2次試験	口述試験（集団面接等）
第3次試験	口述試験（個別面接）

※それぞれの試験成績が一定以下の場合、合格者なしとする職種もあります。

### ③ テストセンター方式とは

令和4年6月6日(月)から6月19日(日)までの間で、受験者が受けやすい日時及び会場を予約し、それぞれの会場においてコンピュータを使い、受験する方法です。

※会場は47都道府県に約340か所あります。

市内の会場：「高松テストセンター」及び「ハロー！パソコン教室ゆめタウン高松校テストセンター」

全国の試験会場は、次のURL (<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>) をご確認ください。

※テストセンターへの直接の問合せはできません。

※テストセンターでの受験時におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

### ④ テストセンターの受験手続

#### 手順1：受験案内受信用のメールアドレスを準備する。

◆受験申込時に記載のメールアドレス宛てに、テストセンター受験案内を送付します。申込時には、正確にメールアドレスを記入してください。

※6月2日(木)頃、受験案内メールを送付します。6月3日(金)までにメールが届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

※従来型携帯電話での受験予約はできません。

#### 手順2：受験案内メール受信後、受験予約をする。

◆受験用ID/パスワード及び予約専用サイトのアドレスを電子メールにて通知します。通知を受け取り次第、受験用ID/パスワードを使い、予約専用サイトにて受験日時・会場を予約してください。

◆受験予約完了後、受験予約完了の電子メールが配信されます。

※一度行った受験予約は選択した受験日の前日午後2時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。

また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんので、注意してください。

※申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、受験案内メールの受信確認後、速やかにテストセンターの受験予約を行ってください。

※受験用ID/パスワードは、テストセンター受験予約時のみ使用します。本試験の受験番号とは異なります。

#### 手順3：予約した日時・場所にて、受験する。

◆予約完了メールに記載の注意事項等をよく読んで、予約した日時・場所にて受験してください。

◆テストセンター会場にて本人確認のため、原則顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート等)を提示する必要があります。

## 5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者：各試験の不合格者(不合格となった試験の成績のみ通知します。)
- ・通知時期と方法：各試験の合格発表日以後、メールにて通知しますので、高松市職員採用システムのマイページから確認してください。

※第1次試験の成績開示を希望する場合は、本募集要項における「2 受験申込み及び必要書類の提出の方法」を参照して、受験申込時に「職員採用試験成績通知請求書」を添付してください。

※第2次試験以降の「職員採用試験成績通知請求書」の提出方法については、それぞれの試験において案内します。

## 6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿(有効期限は、令和5年3月31日まで)に登載され、その中から採用者が決定されます。採用日は、原則として令和5年4月1日としますが、令和4年度中の採用となる場合があります。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

### (補欠合格者)

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

### (採用資格の喪失・採用の取消)

以下の場合、試験に合格しても採用されません。

- ・地方公務員法第16条(1の注9参照)のいずれかに該当することとなった場合
- ・職務経験期間が証明できない場合等受験資格を満たさない場合

## 7 勤務条件

---

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

### (勤務時間)

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、職種・勤務場所により変則勤務があります。)

### (給与)

令和4年5月現在の初任給(初任給調整手当・調整額・地域手当を含む。)は次のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算します。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

初 任 給	
大学卒	193,132 円
短大卒	172,886 円
高校卒	159,636 円

### (勤務場所)

高松市役所、高松市防災合同庁舎、総合センター・支所・出張所、保健所、消防局、病院局など

## 8 その他

---

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・天候その他災害により、試験を延期する場合は、当日の午前7時30分までに、高松市ホームページ(くらしの情報の新着情報)に掲載します。

## 9 問い合わせ先

---

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所(3階) 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144

FAX 087-839-2190

MAIL [jinji@city.takamatsu.lg.jp](mailto:jinji@city.takamatsu.lg.jp)